

芸術文化振興基金

令和 8 年度助成金事務手続きの手引

国内映画祭等の活動



- 映画祭
- 日本映画上映活動

この冊子は、助成金の交付に必要となる諸手続の留意点及び助成対象活動を  
実施するに当たっての留意事項をまとめた手引です。

交付申請等の手続き時・助成対象活動実施前に必ずお読みください。

本手引きの内容は変更となる可能性がありますので、必ず最新の手引をご確認ください。

令和 8 年 4 月  
独立行政法人日本芸術文化振興会

## 目 次

事務手続きの流れ	3
助成金交付申請書の提出	4
助成対象活動の実施	6
助成対象活実績報告書の提出	13
関係書類の保管・調査について	15
経費区分表	19
関連資料	21

▼各種手続きに必要な様式は、芸術文化振興基金ウェブサイトからダウンロードしてください。

●「内定通知」受領後～「交付決定通知」受領まで

事務手続きの手引(本書)、助成金交付申請書、助成金交付要望取下げ書、

シンボルマーク(対象活動の広報物に掲載する当振興会ロゴ)

<https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/recipient/02/>

●「交付決定通知」受領後

助成金交付申請取下げ書、変更理由書、活動実績報告書

<https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/report/02/>

書類作成時の注意事項は、各様式のデータファイルに記載していますので、必ずご参照ください  
各種手続きにあたり、ご不明な点がある場合は、映像芸術係までお問合せください。

### 【お問合せ先】

住 所 ※	〒102-0092 東京都千代田区隼町4-1
	独立行政法人日本芸術文化振興会 企画部 基金・助成事務局 文化振興助成課 映像芸術係
電話番号 ※	050-1754-5904
e-mail	eizo@ntj.jac.go.jp (映像芸術係)
問合せ時間	午前10時～午後5時(土・日・祝日を除きます。)

※ 上記連絡先は変更になる可能性があります。最新情報はホームページをご確認ください。

## 事務手続きの流れ ～助成金交付内定から助成金の支払いまで～

令和8年3月末、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「当振興会」といいます。）から助成対象活動に内定した団体に対して交付内定額等について通知します。

### 1. 「助成金交付内定通知書」の確認

「助成金交付内定通知書」に記載された交付内定額等をご確認ください。

### 2. 「助成金交付申請書」の提出（P. 4）

「助成金交付内定通知書」の内容を受諾した場合は、所定の期間内に速やかに「助成金交付申請書」を提出してください。提出された「助成金交付申請書」の内容を当振興会で審査し、助成金を交付すべきと認められると、交付を決定して「助成金交付決定通知書」を団体に送付します。

### 3. 「変更理由書」「変更承認申請書」の提出（P. 6 ※変更がある場合）

活動内容に変更が生じた場合は、「変更理由書」又は「変更承認申請書」をご提出ください。  
※ 変更内容に応じて提出書類が異なりますので、変更がある場合はまずは当振興会にご相談ください。

### 4. 助成対象活動の実施（P. 6）

事前に本「手引き」にて留意事項を確認し、助成対象活動を実施してください。対象活動のチラシやパンフレットは、必ず対象活動実施前に当振興会宛にご提出ください。また、当会の活動調査（視察等）にご協力いただく場合がありますので、ご承知おきください。

### 5. 「助成対象活動実績報告書」「助成金支払申請書」の提出（P. 13）

助成対象活動の終了日から原則として1か月以内に「助成対象活動実績報告書」をご提出ください（令和9年3月3日から3月31日までの間に終了する活動については令和9年4月2日（金）まで）。また、併せて「助成金支払申請書」をご提出ください。提出された「実績報告書」の内容を当振興会で審査し、適正に活動が終了したと認められると、助成金の額を確定して「額の確定通知書」を助成対象団体に送付します。助成金の額の確定後1か月以内に、当振興会から助成対象団体に対して助成金をお支払いします。

### 6. 関係書類の保管（P. 15へ）

関係書類は活動終了後5年間（令和14（2032）年3月31日まで）保管してください。活動の適正な実施及び活動経費の適正な執行を確認するため関係書類を調査することがありますので、関係書類は整理して大切に保管してください。

## 助成金交付申請書の提出

### ～助成金交付内定通知書を受け取ったら～

#### 「助成金交付内定通知書」の確認と重複助成について

「助成金交付内定通知書」を受け取ったら、その内容を確認してください。

「助成金交付内定通知書」の内容を受諾した場合は、速やかに助成金交付申請書を提出してください。

「助成金交付内定通知書」の内容又はこれに附された条件（本冊子記載の内容を含む。）について同意し難い場合や、自己都合等により活動を中止する場合は、助成金の交付要望を取り下げることが可能です。取下げを希望する団体は、「助成金交付要望取下げ書」を提出してください。

本事業の助成対象活動については、当振興会が行う他の助成事業、文部科学省・文化庁の補助事業、国の行政機関の委託費等が支出されることとなる事業とは、原則として重複して支援を受けることができません。

※令和5年度より、日本国内で開催される国際映画祭を支援する事業（文化芸術振興費補助金）を文化庁が開始したことに伴い、当該事業との重複応募・助成につき、以下のとおり整理しました。

- 同一の活動を重複して応募することは可能。ただし、重複応募する旨を要望書に明記すること。
- 両事業に採択された場合は、いずれかを選択することとし、重複して助成を受けることは不可。
- 会場や開催期間、主催団体等が異なっても、同一年度内に開催される映画祭本体の一部と見なされる活動（サイドイベントやサテライト会場でのイベント等）は、映画祭本体と重複して助成を受けることは不可。

これらの事業から支援を受ける場合は、芸術文化振興基金助成金の交付要望を取り下げいただく等の対応が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。なお、本事業の助成対象団体とは異なる主催者が支援を受ける場合であっても、助成対象活動の内容及び日程が重複する場合は、原則として支援を受けることができませんので、ご注意ください。

#### 「助成金交付申請書」作成・提出の留意点

助成金の交付を受けるためには、助成金交付要綱等に基づき「助成金交付申請書」を、所定の期限（厳守）までに当振興会に提出いただく必要があります。

提出された「助成金交付申請書」は当振興会で内容を審査し、助成金を交付すべきと認められると、交付を決定して、「助成金交付決定通知書」を送付します。

「助成金交付申請書」は、応募の際に提出いただいた「助成金交付要望書」の内容に基づき、実際に行われる助成対象活動の計画に即して作成してください（書類作成の注意事項は、各様式のデータファイルに記載していますので、そちらをご参照ください）。

当振興会の職員等が助成対象活動の調査を実施する場合、「助成金交付申請書」及びその他の書類の内容に基づいて調査を行いますので、計画を正確に反映するよう留意してください。

※「助成金交付申請書」の内容が適切であるか等を審査するため、契約書や見積書の写し等の提出を求めることがあります。また、「助成金交付要望書」の時点から助成対象経費の総額が50%を超えて減額するなど、助成対象活動の大幅な変更、助成対象経費の大幅な減額等があった場合は、助成金を交付しないことや減額することがあります。変更内容や程度に応じて、「変更理由書」あるいは「助成対象活動計画変更承認申請書」の提出が必要です（P. 6「活動内容の変更」参照）。

## 提出書類一覧

### ① 「助成金交付申請書」(Excel／様式あり)【フォームによる提出】

- ・ 総表 (押印不要)
- ・ 個表
- ・ 収入予算  
別紙 入場料詳細 (複数会場等で活動を行う場合のみ必要)
- ・ 支出予算
- ・ 別紙 上映作品詳細一覧
- ・ 別紙 共催一覧
- ・ 別紙 会場資料 (活動区分「日本映画上映活動」のみ必要)
- ・ 変更理由書 (該当する場合のみ必要)

### ② 当振興会が発行した「交付内定通知書」(PDF)【フォームによる提出】

### ③ 助成対象活動のチラシ・プログラム【既に作成している場合に現物を郵送】

※**提出書類①は、一つのExcelファイルにシートを分けて格納しています。PDF等に変換せず、Excelのままメールに添付してご提出ください。**

※書類作成の注意事項はExcelの各シートに記載していますので、そちらをご参照ください。また、助成対象経費は、経費区分表(P. 19～20)を参照してください。

※「助成金交付要望書」の時点から、助成対象活動の内容や収支予算等に変更が生じる場合は、**「変更理由書」**を提出してください。**変更の内容・程度によっては、助成金を交付しないことや減額することがあります**(P. 6「活動内容の変更」参照)。

要望時に選択した助成対象経費(助成金算定基礎経費)の変更はできません。

## 提出期限・提出方法等

### (1) 提出期限

令和8年5月15日(金)

ただし、上記期限より前に開始する活動については、速やかに「交付申請書」をご提出ください。

### (2) 提出方法

以下の[助成金交付申請書提出用フォーム](#)からご提出ください。チラシやプログラム等の紙媒体は、映像芸術係宛に郵送してください。

▽[助成金交付申請書提出用フォーム](#) (以下にリンクを設けています。)

[芸術文化振興基金ウェブサイト「芸術文化振興基金トップ」](#) > [助成対象活動について](#) > **【国内映画祭等の活動】(内定された方向け)助成金申請書類**

※応募時の電子申請サイトとは異なりますのでご注意ください。

### (3) お問い合わせ先・チラシ等の提出先

住 所	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人日本芸術文化振興会 企画部 基金・助成事務局 文化振興助成課 映像芸術係
電話番号	050-1754-5904
e-mail	eizo@ntj.jac.go.jp (映像芸術係)
問合せ時間	午前10時～午後5時(土・日・祝日を除きます。)

## 助成対象活動の実施 ～助成金交付決定以降～

### 助成対象活動の実施

助成対象活動は、交付決定を受けた内容に沿って実施してください。

「助成金交付決定通知書」の内容又はこれに附された条件（本冊子記載の内容を含む）について同意し難い場合や、自己都合等により活動を中止する場合は、助成金の交付申請を取り下げることが可能です。取下げを希望する団体は、「助成金交付申請取下げ書」をご提出ください。「取下げ書」の様式は、芸術文化振興基金ウェブサイトからダウンロードできます（目次のリンク参照）。

### 活動内容の変更

「助成金交付申請書」に記載した活動内容の変更があった場合は、活動実施前に必ず当振興会に連絡の上、その都度、「変更理由書」を提出してください。

※「変更理由書」の様式は芸術文化振興基金のウェブサイトからダウンロードできます（目次のリンク参照）。「助成対象活動計画変更承認申請書」の様式は別途、映像芸術係にお問合せください。

※要望書提出後の申請団体の変更は認められません。また、「助成金交付要望書」及び「助成金交付申請書」個表の「本活動の企画意図」「映像芸術又は地域の文化の振興に資する本活動の特色」「地域の文化の振興に資する本活動の特色」欄の記載内容は、審査の際の評価のもとになった項目であるため、変更できません。また、これらの欄に記入された内容に抵触するような活動内容の変更は認められません。

#### 【変更理由書の提出が必要な事項】

##### ○団体に関する事項

住所、団体名（旧団体との継続性が確認できる場合に限り認められます。）、  
代表者職名、代表者氏名、担当者氏名

##### ○活動内容に関する事項

助成対象活動名、実施時期（活動日、活動期間）、実施会場（配信等を含む）、実施回数・日数、  
プログラム概要、上映作品の種類・点数、特別出演者等  
関連行事として記入したワークショップ・講演会・トークショー等  
共催者、後援者、協賛者、助成団体

##### ○収支予算に関する事項

使用席数の大幅な変更、入場券種や単価の大幅な変更

助成対象経費総額（20%を超える減額は、「助成対象活動計画変更承認申請書」の提出が必要）

活動内容等の重大な変更が生じた場合や助成対象経費が大幅な減額があった場合などは、交付内定又は交付決定の取消しや助成金の減額となることがありますので、ご留意ください。

（交付内定又は交付決定の取消し対象となりうる例）

- 「本活動の企画意図」欄やこれらに抵触する活動内容等の重大な変更が生じた場合
- 「助成金交付申請書」において「助成金交付内定書」と比べ、「助成対象経費」の合計額が50%を超える減額となった場合
- 「助成対象活動実績報告書」において「助成金交付申請書」と比べ、「助成対象経費」の合計額が50%を超える減額となった場合

### (助成金の減額となる例)

- 「助成金算定基礎経費」の合計額が交付内定額又は決定額を下回る場合  
→「助成金算定基礎経費」の千円未満を切り捨てた額を助成金の額とする

## 実施の連絡

対象活動の実施前に、必ず映像芸術系宛にチラシやパンフレット等をお送りください。  
活動内容の確認や当会の助成クレジット及びシンボルマークの掲載確認を行います。また、当会の専門委員等が視察を行う場合があります。

## 主催者の表記

チラシ、ポスター、プログラム等の印刷物、ウェブページ等広報物には、貴団体が当該活動の主催者であることを明記してください。

## 当基金シンボルマークの表示（広報物へのクレジット）

助成金交付内定・決定を受けた活動については、当該活動のために作成する広報物（チラシ、ポスター、プログラム、ウェブサイト等）に、必ず「芸術文化振興基金シンボルマーク」と「芸術文化振興基金」又は「芸術文化振興基金助成事業」の文字を表示してください。作成する際は、印刷前に当振興会の確認を受けてください。

交付内定直後に活動を実施する場合等、スケジュールの都合により印刷物への表示が難しいときは、ウェブサイトや公演当日配布物等の交付内定後に対応可能なものに対して表示を行ってください。

- シンボルマークの画像データは下記 URL からダウンロードしてください。

<https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/recipient/02/>

シンボルマークと「芸術文化振興基金助成事業」の文字の色彩は同一とし、原則として下記色彩番号の色彩、黒色又は白色を使用してください。

色彩番号 D I C 1 8 5 (青)

色彩番号 D I C 1 5 7 (赤)

色彩番号 D I C 2 4 5 (緑)

### ●表示例



芸術文化振興基金



芸術文化振興基金助成事業



芸術文化振興基金助成事業



Supported by  
Japan Arts Fund

芸術文化振興基金



Japan Arts Fund



- \* シンボルマークと「芸術文化振興基金助成事業」の文字は、離れて掲載されても問題ありません。

## 広報等への協力

当振興会の活動に関する広報協力や、助成事業による効果の検証のためのアンケート等への協力を依頼することがあります。

## 助成対象活動の経理

対象活動の収入支出を管理する帳簿を必ず作成し、経費の支払いは銀行振込を原則としてください。経費の支払いが確実にされているかを確認する観点から、現金による支払いはやむを得ない場合のみとしてください。なお、銀行振込明細書だけではどの経費に関する支払いか確認できないため、支払先から経費の内容が明記された請求書等を必ず徴取してください。

やむを得ず、現金による支払いを行う場合は、その経費の支払いであることがわかる領収書等を必ず徴取してください。

活動終了時に「実績報告書」とともに、経費支払の証憑として上記銀行振込明細書や請求書、領収書等の写しをご提出いただきます。経費の支払い確認ができない場合、助成金をお支払いできないことがあります。

※助成対象団体名と異なる名義で行われた支払いは、原則として助成対象経費として計上できません。

## 証拠書類の整理・保管

「助成対象活動実績報告書」提出時には、助成金算定基礎経費に計上している全ての経費に関する、定められた期間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に助成対象団体が自ら支払ったことを証明する書類（以下、「証拠書類」という。請求書、銀行振込明細書の写し等）の提出が必要です。上記期間外に支払う経費は計上できません。

助成金算定基礎経費以外の助成対象経費の証拠書類の提出は不要ですが、後日会計調査等を行う場合に確認することがありますので、活動終了後5年間は、活動に関する全ての収支の証拠書類を適切に整理・保管してください。

### 【提出する証拠書類】

経費の額及び支払事実を確認できる書類の写し

#### （1）請求書

請求書の写しは、原則として以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ・発行日が記載してあること。
- ・発行者の氏名・住所・連絡先・支払先の口座が明記され、押印や署名があるなど、正当に発行されたものであること。
- ・宛名が助成対象団体宛であること（代表者名等個人名のみ宛名は不可）。
- ・支払の内容が明記されていること（記入できない経費や助成対象期間外に行われた活動に係る経費が計上されていないか確認できるよう、請求内容が「〇〇一式」となっている場合も内容がわかるように内訳を提出してもらうようにしてください。）
- ・契約書等で印紙税が発生する場合、収入印紙の貼付・消印があること。

●請求書の例

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 1-1-1 一般社団法人 〇〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇 様	<h2 style="margin: 0;">請 求 書</h2>	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県 〇〇市 〇〇 2-2-2 〇〇マンション〇〇号 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 △△△ △△ 印 口座名 銀行 支店 普通					
下記の通り請求いたします。							
記							
費 目	内 容	日程(開始日/終了日)	単 価	数 量	日 数	金 額	備 考
映写機材費	機材レンタル代	〇〇〇〇年〇月〇日(〇)	*****	5 台	1	*****	
		〇〇〇〇年〇月△日(〇)					
映写技師費	映写技師費	〇〇〇〇年〇月■日(〇)	*****	5 人	10	*****	
		〇〇〇〇年〇月×日(〇)					
設営費	機材設営・撤収費	/	*****	-	-	*****	
請求金額合計(消費税込)						*****	支払期限 〇〇〇〇年〇月〇日
振込手数料は貴団体にてご負担願います。							

●振込手数料について

振込手数料は経費として認められません(代引手数料も同様)。

例えば、請求書記載額 10,000円 銀行振込控記載額 9,780円 振込手数料 220円の場合、銀行振込控記載額が経費となります。

ただし、請求書・契約書に「費用の支払いに当たっての手数料は受け取り側の負担とし、支払う側は請求額より手数料分を差し引いて支払うものとする」等と明記されている場合、あるいは双方でその旨を了解していることが確認できる場合には請求書記載額が経費となります。

※ 出演料等を所得税の源泉徴収を行った上で支払ったために計上額と本人への支払額(振込額)が相違する場合は、源泉徴収による控除であること、およびその金額がわかるようにしてください。

(2) 銀行振込明細書・領収書の写し

銀行振込が困難であり、現金やクレジットカード等で支払いを行った場合は、必ず領収書の写しを提出してください。請求書の発行があれば併せてご提出ください(パーキング代、高速料金、コピー代、郵送料等、料金が少額の場合は、レシートでの代用も可)。

① 銀行振込明細書の写し

銀行振込明細書の写しは原則として以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 定められた期間(令和8年4月1日~令和9年3月31日)に支払いを行ったことが確認できること。
- ・ 支払伺い等の団体内決裁書類や支払予定日のみが記載された書類ではなく、支払い後に発行され、実際の支払日が確認できること。
- ・ 助成対象団体名義の口座から支払いを行ったことが確認できること。

●銀行振込明細書の例

右図は、A T Mで振込を行った際に発行される「ご利用明細」（銀行振込明細書）の例です。

この他、銀行の窓口で振込を行った際の「払込取扱票」の控え、インターネットバンキングの振込明細確認画面を印刷したもの等、経費の支払事実が確認できるものであれば、振込明細書として認められます。

**ご利用明細** ○○○○銀行

ご来店いただきありがとうございます。  
ご利用明細をご確認の上、お持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
*****	****	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
****	****	****
時刻	振込手数料	お取引金額
12:00	¥***	¥****,***
	残高	¥****,***

お振込内容

お振込先は  
 ○○○○銀行  
 ○○支店  
 普通 〇〇〇〇  
 〇〇〇〇様

ご依頼人は  
 (ト姓) ○○○○/カ様

② 領収書の写し

領収書の写しは原則として以下の要件を満たす必要があります。

- ・発行日が記載してあること。
- ・発行者の押印や署名があるなど、正当に発行されたものであること。
- ・宛名が助成対象団体名であること（代表者名等個人名のみ宛名は不可）。
- ・支払いの内容（但し書き）が明記されていること（「お品代」等の内容が不明確なものは不可）。
- ・印紙税が発生する場合、収入印紙の貼付があること。

クレジットカードで支払いを行った場合は、併せて以下に留意してください。

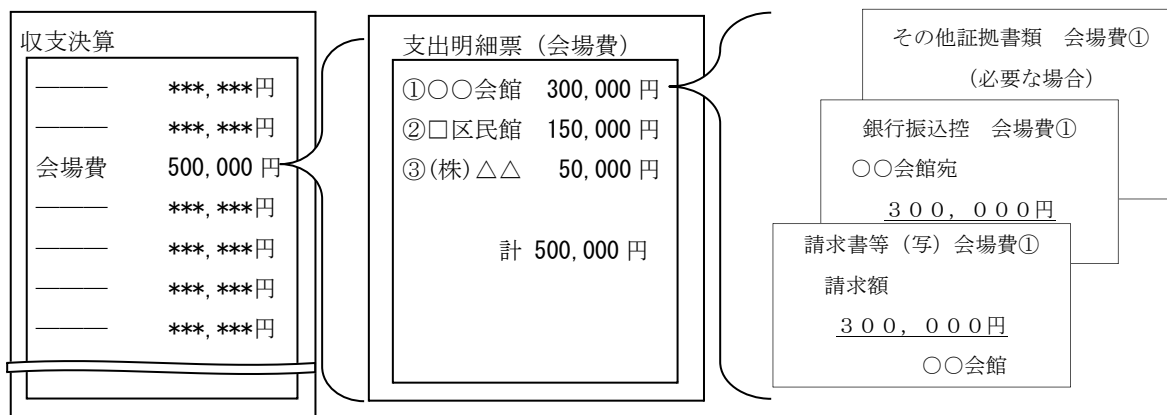
- ・団体名義のクレジットカードで支払いを行った場合、宛名が団体名である領収書は証拠書類となります。
- ・個人名義のクレジットカードで支払いを行った場合は、クレジットカードの名義者より助成対象団体に宛てた立替払い請求書及びそれに対する支払事実を証明する書類を証拠書類として追加提出してください。

[証拠書類の整理]

以下の点に留意し、対象活動の証拠書類の整理を行ってください。

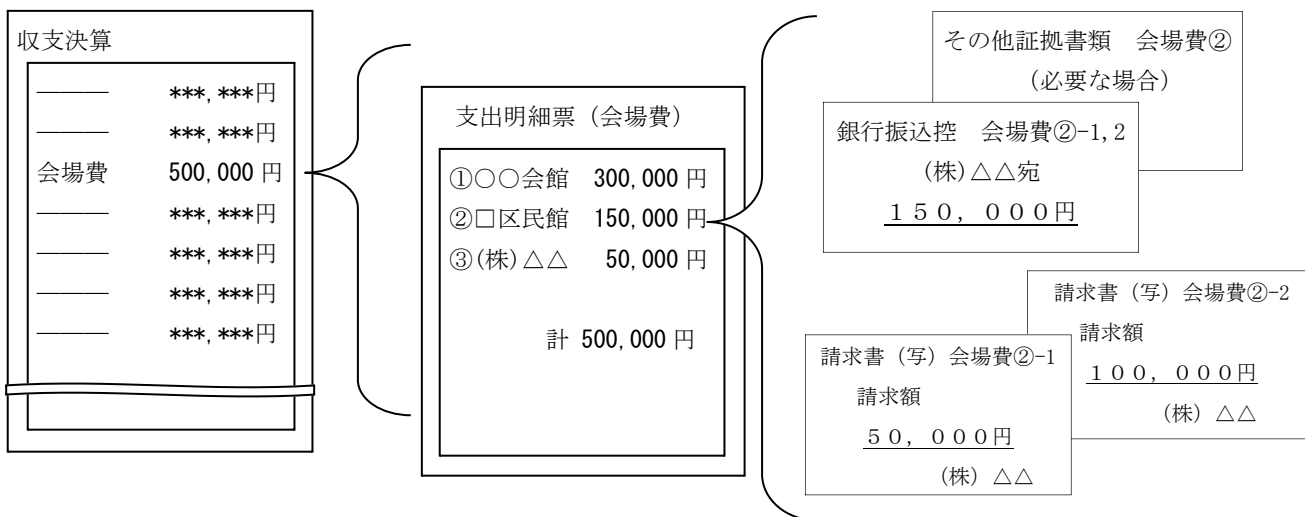
証拠書類は伝票番号を付ける等、経費項目ごとに整理し、助成対象活動の収支決算及び支出明細表の内容に対応するように整理してください。

支出明細票								
団体名 ( )								
活動名 ( )								
項目 ( 謝金 )								
(円)								
伝票番号	日付	種別	細目	取引先	摘要	振込額	助成対象経費	備考
1	○月○日	振込	通訳謝金	○山 ○男		***,***	***,***	
2	○月○日	振込	会場整理員謝金	△田 △子	** ,*** × **回	***,***	***,***	内***,***は源泉徴収額
3	○月○日	振込	審査謝金	×村 ×郎	** ,*** × **回	***,***	***,***	内***,***は源泉徴収額
4	○月○日	振込	審査謝金	×下 ○蔵	** ,*** × **回	***,***	***,***	内***,***は源泉徴収額
5								
6								



※台帳に貼り付ける際は、各証拠書類が重ならないように整理してください。

●複数の請求書に対し一括で支払った場合の証拠書類の整理の例



●帳簿の作成例

助成金の収入・支出に関する帳簿

助成対象活動名

交付決定金額 円

(単位:円)

日付	摘要 (細目)支払先	助成金収入額	助成対象経費支出額
H29.7.4	(作品借料)〇〇〇〇(株)		300,000
H29.7.4	(輸送費)□□運輸		12,000
H29.7.4	(会場使用料)△△会館		500,000
H29.8.2	(映像機材使用料)××社		800,000
H29.8.2	(映像技師謝金)××社		250,000
H29.8.2	(会場設営費)□□商会		300,000
	(助成対象経費支出について、もれなく記帳すること)		
H29.11.30	(助成金)日本芸術文化振興会	1,000,000	
	以下余白		
	合計	1,000,000	3,082,700

※助成対象活動の収入・支出に関する帳簿を必ず作成の上、証拠書類と合わせて保管してください。

提出された書類等に疑義が生じた場合は、当振興会より源泉徴収票や預金通帳、現金出納簿等の写しの提出を求める場合がありますので、助成対象活動の帳簿と内容が照合できるようにしてください。

# 助成対象活動実績報告書の提出 ～助成対象活動が終了したら～

## 「助成対象活動実績報告書」作成の留意点

助成対象活動の終了後、原則として1か月以内に「助成対象活動実績報告書」を提出してください。提出が遅れた場合は助成金交付要綱に違反し、交付決定の取り消し事由になり得ますので、**期限厳守**をお願いします（※令和9年3月3日～3月31日までの間に終了する活動の提出期限は令和9年4月2日まで）。

当振興会にて「助成対象活動実績報告書」の内容を審査し、適正に活動が終了したと認められると、助成金の額を確定して「額の確定通知書」を助成対象団体に送付します。

「助成対象活動実績報告書」の審査に当たって、助成金算定基礎経費に計上している経費について、証拠書類の確認を行います。未払いの経費、証拠書類のない経費は助成対象活動実績報告書に計上できませんのでご注意ください。（P. 8 「助成対象活動の経理」参照）

「助成対象活動実績報告書」は助成対象活動の成果等を把握するためのものですので、**個表の「本活動の成果」や「助成による効果」欄は詳細に記入**してください。特に「助成による効果」欄には、助成を受けたことで充実した点（上映作品数、シンポジウム等の実施、広報・宣伝、割引チケットの設定、その他助成対象活動の関連行事等）のほか、観客層拡充に関する取組の成果を具体的にご記入ください。

## 提出書類一覧

- ① 「助成対象活動実績報告書」（Excel／様式あり）【メールによる提出】
  - ・総表（押印不要）
  - ・個表
  - ・収入決算  
別紙 入場料詳細（複数会場等で活動を行った場合のみ必要）
  - ・支出決算
  - ・別紙 上映作品詳細一覧
  - ・別紙 共催一覧
  - ・別紙 会場資料（活動区分「日本映画上映活動」のみ必要）
  - ・変更理由書（該当する場合のみ必要）
- ② 助成金算定基礎経費に係る証拠書類【可能な限り紙媒体で郵送】
  - ・「支出明細表」（Excel／様式あり）を用いて、内容が対応するよう整理してください。  
証拠書類は写しを提出し、原本を手元に控えるようにしてください。  
（（P. 8 「助成対象活動の経理」、「証拠書類の整理・保管」参照）
- ③ 添付資料等
  - ・必ず添付する資料：当該助成対象活動に係るチラシ、プログラム【現物を郵送】
  - ・その他の添付資料：図録等の印刷物、新聞・雑誌等の掲載記事、写真等の記録物【メール／郵送】
- ④ 当振興会が発行した「助成金交付決定通知書」（PDF）【メールによる提出】

※提出書類①は、一つのExcelファイルにシートを分けて格納しています。PDF等に変換せず、Excelのままメールに添付してご提出ください。

※書類作成の注意事項はExcelの各シートに記載していますので、そちらをご参照ください。

※「助成金交付申請書」の時点から、助成対象活動の内容や収支予算等に変更があった場合は「変更理由

書」にご記入ください。変更内容や程度によっては助成金を交付しないことや減額することがあります（P. 6「活動内容の変更」参照）。

●様式（Excel）は芸術文化振興基金ウェブサイトからダウンロードしてください。

▽芸術文化振興基金> 助成対象活動について > 【国内映画祭等の活動】（完了された方向け）実績報告書類

<https://www.ntj.jac.go.jp/grant/program/report/02/>

## 提出期限・提出方法等

### （1）提出期限

助成対象活動終了の日から原則として1か月以内

ただし、助成対象活動が年度末に近い、令和9年3月3日（水）から令和9年3月31日（水）の間に終了する場合は、令和9年4月2日（金）までにご提出ください。

### （2）提出方法

前項提出書類①・④は、当振興会宛にメールに添付してご提出ください。

（メールの件名は、「R8 実績報告提出書類（助成対象活動名）（助成対象団体名）」）

③の証拠書類を電子データで提出する場合は、文字化けを防ぐため、ファイル名に「①、②…」等の特殊文字を使用せず、半角英数字を使用すること。容量が大きい場合はアップロード用URLのご用意も可能ですので、事務局にお問合せください。

### （3）提出先・お問合せ先

助成金交付申請書と同じです（P. 5「提出期限・提出方法等」の「（3）お問合せ・チラシ等の提出先」参照）。

## 助成金の額の確定

助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附された条件に適合すると認められた場合には、当振興会において助成対象経費等の内容を証明する書類（証拠書類）の確認を行ったうえで、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書により、団体へ通知します。

## 助成金の支払

助成金は、団体名義の口座に銀行振込でお支払いします。

※団体名以外の口座（代表者個人名等）への振込はできません。

助成金の支払に当たっては、以下の書類を提出してください。

①「助成金支払申請書」（押印不要）

② 通帳等の写し：[通帳の表紙と通帳表紙裏面の口座名義のカナのページ双方の写し] 等、銀行名・支店名・口座番号・口座名義・口座名義のフリガナを確認できるもの

※「助成金支払申請書」は「助成対象活動実績報告書」Excel ファイルにシートを分けて格納しています。

※助成金は「助成対象活動実績報告書」を審査の上、額の確定通知を行った日から1か月以内に振り込みます。提出書類に不備があった場合は、額の確定に時間を要することがあります。

## 関係書類の保管・調査について

### 関係書類の保管

助成を受けた団体は、助成金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間（令和14（2032）年3月31日まで）保管しなければなりません。当振興会に提出した書類についても、必ず写しをとり保管してください。

関係書類が保管されていない場合は交付決定を取り消すととも助成金の返還を求める場合がありますので、十分注意してください。

**【保管義務のある書類】**（括弧内の書類は該当する場合のみ保管）

分類	書類等の名称及び注意事項
当振興会に提出した書類	助成金交付要望書、助成金交付申請書、（変更理由書）、（助成対象活動計画変更承認申請書）、助成対象活動実績報告書、助成金支払申請書及び添付資料
当振興会から受領した書類	助成金交付内定通知書、助成金交付決定通知書、（助成対象活動計画変更承認通知書）、額の確定通知書及び添付書類
収入・支出に関する帳簿	助成対象活動に係る収入及び支出に関する帳簿（P. 12参照）
収入・支出に関する証拠書類	収入明細書、当振興会以外の補助金・助成金等の通知書等、契約書、見積書、請求書、銀行振込明細書、領収書等 ※宛名等が異なっている場合には証拠書類となりません。
助成対象活動に係る収支を確認できる通帳	※口座名が助成対象団体と異なっている場合には証拠書類となりません。

※「助成対象活動実績報告書」を当振興会に提出いただく際は、助成金算定基礎経費に該当する証拠書類が提出書類となりますが、それ以外の活動に係る収入・支出に関する帳簿及証拠書類も、必ず保管してください。当振興会の行う会計調査や会計検査院の検査の際には、それら証拠書類も調査・検査の対象となります。

### 助成対象活動の調査

当振興会の職員等が、助成対象活動の調査や、助成対象団体を訪問して助成対象活動の収入・支出に関する帳簿及び関係書類等の調査を行うことがあります。また、本助成事業は国からの出資金を財源に実施していることから、助成対象活動は会計検査院による検査の対象となります。検査等の結果、助成金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

## 不正行為等に係る処分

経費の虚偽申告や過大請求等による助成金の受給等の不正行為を行った場合には、交付決定の取消し、助成金の全部又は一部の返還、加算金の納付、不正内容の公表、補助金適正化法の罰則が課されることがあります。

なお、助成金の要望等に不正の事実があり交付内定や交付決定の取消しとなった場合や助成金を不正に支出し交付決定の取消しとなった場合は5年間、調査等を正当な理由なく拒否等し交付決定の取消しとなった場合は2年間、それぞれ応募することができません。詳しくは助成金交付要綱をご覧ください。

助成金の不正受給防止については、文化庁の「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」にとりまとめていますので、併せてご参照ください。

### ○文化庁「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24\\_hojokin\\_fusei\\_matome.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf)

## 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）について

文化庁では、文化芸術の担い手である芸術家等が安心・安全な環境で業務に従事できるよう、外部有識者による「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を開催し、令和4年7月に同会議での検討結果を「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」として公表しました。

また、令和4年度からは、ガイドラインの内容が関係者間で広く共有・活用されるよう「芸術家等実務研修会」を実施し、個人で活動する芸術家等及びその発注者の立場になる方が適正な契約関係構築のため必要な知識を身に付けられるよう、研修会等を実施しています。

事業の実施に当たっては、これらを参考に、契約の書面化や取引の適正化等に努めていただきますようお願いいたします。

### 【文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）】概要

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/kibankyoka/pdf/94128001\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/pdf/94128001_01.pdf)



### 【特定受託事業者の取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）の施行に伴う「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）」の改訂（令和6年10月29日）】

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/94127901.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94127901.html)



### 【芸術家等実務研修会の実施】

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/kibankyoka/kenshukai/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/kenshukai/index.html)



## 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和5年法律第25号。以下「法」という。)が令和5年4月28日に成立し、同年5月12日に公布され、法は令和6年11月1日に施行されました。

(1)発注事業者としてフリーランスの芸術家・実演家等との間で業務委託等の取引を行う場合に、以下の対応が義務化されています。

- ・書面等により取引条件を事前に明示している。
- ・報酬支払期日の設定を行い、期日内に支払いを行っている。  
(原則として物品等を受領した日または役務の提供を受けた日から60日以内)
- ・取引相手の選定に係る募集情報は最新の内容を正確に表示している。
- ・ハラスメントを防止するための体制を整備している。

(2)一定期間以上の期間行う業務を委託する場合、以下の対応も義務化されています。

- ・フリーランス法で定める以下7つの禁止行為を行っていない。
  - 1 受領拒否：フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むこと。
  - 2 報酬の減額：フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うこと。
  - 3 返品：フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせること。
  - 4 買ったとき：委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること。
  - 5 購入・利用強制：フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させること。
  - 6 不当な経済上の利益の提供要請：自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害すること。
  - 7 不当な給付内容の変更・やり直し：フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、給付の内容を変更させたり、受領後にやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害すること。
- ・育児や介護などと業務の両立に配慮している。
- ・中途解除などにあたり、適切に事前予告と理由の開示を行っている。

法の内容等については、以下をご確認ください。

### ◆内閣官房

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)等に係る取組について

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/freelance/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/freelance/index.html)

### ◆公正取引委員会

フリーランス法サイト [https://www.jftc.go.jp/freelancelaw\\_2025/](https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2025/)

フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

[https://www.jftc.go.jp/fllaw\\_limited.html](https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html)

### ◆中小企業庁

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei//torihiki/law\\_freelance.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei//torihiki/law_freelance.html)

### ◆厚生労働省

フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

## ハラスメント防止対策の実施

パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を防止するために、必要な措置（以下参照）を講じることが法令等により義務づけられています。

1. 事業主の方針の明確化およびその周知・啓発
  - ・ハラスメントにあたる行為の内容・ハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、団体内および関係者に周知・啓発すること。
  - ・ハラスメント行為者に対しては厳正に対処する旨の方針を就業規則等の文書に規定し、団体内および関係者に周知・啓発すること。
2. 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
  - ・相談窓口をあらかじめ定め、団体内および関係者に周知すること。
  - ・相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。
3. ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
  - ・事実関係を迅速かつ正確に確認すること
  - ・事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
  - ・事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
  - ・再発防止に向けた措置を講ずること（事実が確認できなかった場合も同様）。
4. 1から3までの措置と併せて講ずべき措置
  - ・相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、団体内および関係者に周知すること。
  - ・相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な扱いを行ってはならない旨を定め、団体内および関係者に周知・啓発すること。

ハラスメント防止対策は、雇用者のみならず、フリーランス等との関係でも同様の対応が求められていますので、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の遵守状況を確認される際にも併せてご確認ください。

詳細は、以下のホームページ等でご確認ください。

◆厚生労働省 職場におけるハラスメントの防止のために

（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント/パワー・ハラスメント）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

助成金交付要望書の提出にあたっては、団体の組織運営体制や財務、活動環境が、助成金の交付を受ける団体として適切であることを確認するため、「組織運営に関する自己申告書」（以下「自己申告書」という。）をご提出いただきます。

自己申告書の記載内容は、審査に反映されますので、各記述欄には、取組状況を具体的に記述してください。

## 経費区分表

### <活動の収支予算・収支決算に記入する経費>

**令和8年度（2026年4月1日～2027年3月31日）中に助成対象団体が自ら支払った経費**であり、かつ、自ら支払った経費であることが銀行振込明細書により確認できることが必要です。

	項目	細目
助 成 対 象 経 費	作品借料	作品借料（保険料、通関料、輸送費を含む。）
	出演費	司会者出演料、特別招待者出演料
	文芸費	演出料、プラン料、翻訳料、著作権使用料、企画制作料（助成対象活動における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費）
	会場費	会場使用料、付帯設備使用料
	上映費	上映費、映写機材使用料、映写技師謝金、同時通訳関連機器等借り上げ料（障害者対応に係る経費を含む。）、字幕費・音声ガイド費（障害者対応に係る経費を含む。）
	設営費	会場設営費、会場撤去費
	謝金	作品選定・プログラミング料、コンペティションに係る審査謝金、原稿執筆謝金、通訳謝金、翻訳謝金（点字を含む）、会場整理員謝金、託児謝金（来場者向け）、医師・看護師謝金（来場者向け）、講演謝金（来場者向け）、手話通訳謝金（来場者向け含む）、要約筆記謝金
	旅費	交通費、宿泊費、日当（注） コンペティションに係る審査旅費（開催期間中のみ。） 作品選定に係る調査旅費
	宣伝・印刷費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等）、 入場券等販売手数料、立看板費、案内状送付料、 プログラム印刷費、入場券印刷費、 チラシ印刷費、ポスター印刷費、アンケート用紙印刷費 当該活動の告知用のウェブサイト作成料 ※ 各印刷費について点字に係る経費を含む。
	記録・配信費	録画費、録音費、写真費（複製に係る経費は除く。）、 （以下、ネット配信等に係る経費） 配信用録音録画・編集費、配信用機材借料、配信用サイト作成・利用料

（注）旅費は、**搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に必要な場合のみ**計上ができます。  
交通費には、**航空・船舶・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス料金、グリーン料金等）は計上できません。**

なお、**宿泊費、日当は下記の金額が上限**となります。また、**日当は、宿泊を伴う場合のみ**計上ができます。

甲地：宿泊費 10,900 円 日当 2,200 円

乙地：宿泊費 9,800 円、日当 2,200 円

甲地・・・さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地・・・上記以外の都市

<活動の収支予算・収支決算に記入できない経費>

(ア)	<b>事務運営管理に関する経費</b> ○事務所維持費 ○事務職員給与 ○振込手数料・代引手数料等 ○電話代 ○ウェブサイト作成費・運営費（応募活動以外に係るもの） ○報告書作成経費 ○予備費 等
(イ)	<b>団体の財産になり得る物の購入や制作経費</b> ○作品の製作費 ○作品の買上げ費 ○楽器・楽譜購入費 ○書籍・CD等資料購入費 ○事務機器・事務用品等の購入費 ○備品等購入費 等
(ウ)	<b>行政機関に支払う手数料</b> ○印紙代 ○ビザ取得経費 等
(エ)	<b>社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費</b> ○交際費・接待費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費 ○飲食に係る経費 ○記念品代 ○グッズ制作費 等
(オ)	<b>(ア)～(エ)のほかに団体の自主財源等により賄うべき経費</b> ○上映作品に関連する商品等の仕入れ費 ○コンペティションに係る賞金・賞品代 ○自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料 ○取材・会議等に係る経費 ○当振興会へ支払う経費（会場の使用に係る場合等を除く。） ○ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く。） ○各種保険料 ○感染症対策経費 等

※ これらの経費は、外部に委託した場合についても記入できません。

**経費計上の際の注意点**

**(1) 関連行事に係る経費**

ワークショップ・講演会・シンポジウムに係る経費は、搬入（仕込み）から搬出（ばらし）までの期間に当該会場で行うもので、かつ、助成対象活動に関連がある場合に限り、助成対象経費に計上可能です。

**(2) 助成金の減額**

採択された活動を当初計画どおりに実施した場合、応募した区分の助成金の額が助成されることとなりますが、活動実施の結果、助成金算定基礎経費（3つ選択した助成対象経費）の合計額が採択時の助成金の額を下回った場合は、当初より減額となり、実施後の3つの助成対象経費の合計額（千円未満切捨て）が助成金の額になります。この場合も、要望時に選択した助成金算定基礎経費を変更することはできません。

採択時の助成金算定基礎経費の合計	150万円	⇒	採択時の助成金の額	120万円
(例1) 活動終了後の助成金算定基礎経費の合計	100万円	⇒	支払われる助成金の額	100万円
(例2) 活動終了後の助成金算定基礎経費の合計	80万円	⇒	支払われる助成金の額	80万円

**(3) 活動の実施期間より前に支払う経費（計上不可）**

当該活動に係る経費であっても、活動の実施期間よりも前（令和8年3月31日以前）に支払う経費は計上できません（著作権使用料や会場費の前払い、早期に制作する広告宣伝物等にかかる経費にご注意ください）。

**(4) 複数の支出内容が含まれている場合の経費**

一括で業務を委託する場合等、1つの支払いに複数の支出内容が含まれている場合は、見積書等の徴取により可能な限り細目ごとの金額内訳を確認し、計上してください。

特に、出演料に交通費・宿泊費を含むような異なる項目の内容が含まれている場合は、必ず各項目に分けて計上してください。

---

---

## 関係資料

---

---

資料 1	芸術文化振興基金助成金交付の基本方針	22
資料 2	芸術文化振興基金助成金交付要綱	23
資料 3	芸術文化振興基金助成金交付要綱取扱細則	27
資料 4	独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）	29
資料 5	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	30
資料 6	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）	35

## 芸術文化振興基金助成金交付の基本方針

平成16年2月24日  
芸術文化振興基金運営委員会決定  
令和3年4月1日改訂  
令和7年9月22日改訂

芸術文化振興基金（以下「基金」という。）による助成は、以下のような基本方針により行うものとする。

## （助成目的）

1. 基金による助成は、文化芸術の裾野拡大と地域文化振興等を本旨とし、全ての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図ることを目的に、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他文化に関する団体による文化の振興及び普及を図るために地域で行う多様な文化芸術活動を対象として実施する。ただし、政治的、宗教的宣伝意図を有するものは除く。  
対象となる者は、芸術家を主たる構成員とする団体及び芸術・文化に係る活動を行う団体等とし、一定の要件を充たすものについて広く対象とする。

## （助成対象活動）

2. 基金による助成は、毎年度、申請に基づき行うものとし、1に掲げる活動に要する経費に対し、助成金を交付する。助成金の交付を通じ、活動の活性化や活動主体の経営基盤の強化など適切な助成効果をもたらすことを目指す。ただし、活動自体の自主性については、十分尊重されなければならない。
3. 基金による助成は、特に次のような観点に着目して、適切な活動に助成することとし、活動主体は、それぞれの活動を行うのに適した団体等とする。助成するにあたっては、活動主体の経営基盤、活動内容の採算性にも配慮する。
  - （1）優れた実績や豊かな将来性を有する芸術家及び芸術に関する団体の優れた芸術の創造・普及活動
  - （2）芸術文化の新たな局面を切り開く先駆的な創造活動
  - （3）地域における芸術の創造・普及及びこれらを通じた地域の振興に寄与する活動
  - （4）子ども達を含む多くの人々が主体的に鑑賞、参加できる芸術の創造・普及活動
  - （5）次世代への継承に大きく寄与する文化財の保存・活用に係る活動

## （国・地方公共団体・民間等との連携）

4. 基金による助成は、国、地方公共団体等の施策及び民間の助成団体等の取組み等を尊重し、連携を図りつつ効果的に実施する。  
その際、基金の助成は、同一の活動に対して文化庁の助成と重複して行わないこととする。

## （その他）

5. 基金による助成に当たっては、活動の実態に応じて、基金の特色を活かした弾力的、かつ、効果的な運用に努める。  
具体的には、文化芸術活動の審査・評価及び意見交換等を通じて、その自律的・持続的な発展のための伴走支援に資するものとする。
6. 採択手続きの透明化を図るため、採択された活動、助成金の額及び審査にあたった専門委員氏名については公表するものとする。

附 則（令和7年9月22日 芸術文化振興基金運営委員会改訂）

## （適用期日）

この方針は、令和7年10月1日から適用する。

## 芸術文化振興基金助成金交付要綱

平成15年10月1日  
 改正 平成20年4月1日  
 改正 平成24年9月14日  
 改正 平成28年3月23日  
 改正 令和元年9月27日  
 改正 令和3年7月11日  
 改正 令和5年12月22日  
 改正 令和7年4月1日  
 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書第5条の規定に基づき、芸術その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を適正に実施するため、芸術文化振興基金助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成の対象となる活動、経費等)

第2条 助成の対象となる活動は、以下のとおりとする。

- (1) 芸術家及び芸術団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動
    - イ 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
    - ロ 美術の展示、映像芸術の普及その他の活動
    - ハ 異なる芸術の分野の芸術家又は芸術に関する団体が共同して行う活動、特定の芸術の分野に分類することが困難な活動その他の上記イ及びロ以外の活動
  - (2) 地域の文化の振興を目的として行う活動
    - イ 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
    - ロ 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動
  - (3) 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動
    - イ アマチュア、青少年等の文化団体が行う公演、展示その他の活動
    - ロ 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動
- 2 助成の対象となる活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別に定める。

(助成金交付要望書の提出)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、助成金交付要望書（様式第1号）を振興会の理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

(助成金交付要望書を提出することができない者等)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者（これと実質的に同一と認められる者を含むものとし、その範囲は別に定める。）は、右欄に掲げる期間、助成金交付要望書を提出することができない。

提出することができない者	提出することができない期間
第6条の2第1項第1号の規定により助成金の交付内定を取り消された者	第6条の2第3項の規定により助成金交付内定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第17条第1項第1号又は第2号の規定により助成金の交付決定を取り消された者	第17条第4項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第17条第1項第3号の規定により助成金の交付決定を取り消された者のうち、故意又は重大な過失により助成金を不正に支出したことにより当該取消しを受けた者	
第17条第1項第4号の規定により助成金の交付決定を取消された者	第17条第4項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降2年間
文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（平成23年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）第3条の2の表の左欄に掲げる者	同表の右欄に定める期間
「芸術活動支援等の事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日付け文化庁長官決定）に応募制限を受けた者	文化庁が定める応募制限期間

（助成対象活動の内定及び通知）

第4条 理事長は、前条の規定による助成金交付要望書を受領したときは、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）及び交付しようとする助成金の額を内定し、助成金交付内定通知書（様式第2号）により、助成金交付要望書を提出した者に通知するものとする。

（交付要望の取下げ）

第5条 前条の規定による通知を受けた者（以下「内定者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付内定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付の内定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付要望取下げ書（様式第3号）により要望を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、内定者の自己都合により取り下げの場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付要望取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

（事情変更による内定の取消し等）

第6条 理事長は、助成金の交付内定をした場合において、天災地変その他交付の内定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は内定者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（内定者の責に帰すべき事情によるものを除く。）は、助成金の交付内定の全部若しくは一部を取消し、又はその内定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を内定者に通知するものとする。

（不正等による助成金の交付内定の取消し）

第6条の2 理事長は、次の各号に該当すると認めるときは、第4条の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（1）助成金の交付の要望、申請について不正の事実があった場合

（2）助成対象活動の遂行が、助成金の交付内定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

（3）内定者が、他の活動について助成金又は文化芸術振興費補助金による助成金（第17条第1項第5号において「補助金助成金」という。）の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき。

（4）その他この要綱又はこの要綱に基づく定め違反したと認められる場合

2 前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第4条の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定による処分をした場合については、第7条第3項の規定を準用する。

（交付申請書の提出）

第7条 内定者は、第4条の規定による通知に係る助成金の交付内定内容及びこれに附された条件を受諾した場合には、助成金交付申請書（様式第4号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に定める期日までに、助成金交付申請書の提出又は助成金交付要望の取下げがない場合には、第4条の規定による助成金の交付内定を取り消すことができるものとする。

3 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成金交付内定取消し通知書（様式第5号）により、内定者に通知するものとする。

（交付の決定及び通知）

第8条 理事長は、前条第1項の規定による助成金交付申請書を受領したときは、その内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めるときは助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式第6号）により、助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付決定をすることができる。

（交付の条件）

第9条 理事長は、助成金の交付内定又は決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を附することができるものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書（様式第7号）により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者の自己都合により取り下げの場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付申請取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

3 前2項の規定による申請の取下げがあった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとする。

みなす。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第11条 理事長は、助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は助成対象者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（助成対象者の責に帰すべき事情によるものを除く。）は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 2 理事長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を助成対象者に通知するものとする。

(計画の変更の承認)

- 第12条 助成対象者は、助成対象活動の内容の変更（軽微な変更として別に定めるものを除く。）をする場合には、あらかじめ、助成対象活動計画変更承認申請書（様式第8号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による助成対象活動計画変更承認申請書を受領した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、助成対象活動計画変更承認通知書（様式第9号）により、助成対象者に通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の場合において、助成金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定をすることができる。

(助成対象活動の中止又は廃止の承認)

- 第13条 助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。）は、助成対象活動を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、助成対象活動中止・廃止承認申請書（様式第10号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の影響等により、あらかじめ承認を受けることが困難な場合には、事後の承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による助成対象活動中止・廃止承認申請書を受領した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、助成対象活動中止・廃止承認通知書（様式第11号）により、助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。）に通知するものとする。

(助成金の支払申請書の提出)

- 第14条 助成対象者が、助成金の支払いを申請する場合には、助成金支払申請書（様式第12号）を理事長に提出しなければならない。

(助成対象活動実績報告書の提出)

- 第15条 助成対象者は、助成対象活動が完了したとき（助成対象活動の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成対象活動実績報告書（様式第13号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項に定める期日までに、助成対象活動実績報告書の提出又は助成金交付申請の取下げがない場合には、第8条の規定による助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。
- 3 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成金交付決定取消し通知書（様式第14号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の額の確定及び通知)

- 第16条 理事長は、前条の規定による助成対象活動実績報告書を受領した場合において、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第15号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の額の確定及び通知後における実績報告書の補正)

- 第16条の2 助成対象者は、前条において助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書を受領した後において、助成対象活動実績報告書に誤りがあったときは、理事長にその補正を申し出ることができる。ただし、第21条第1項及び第2項に基づき理事長が行う調査等で誤りを発見した場合は、この限りではない。

(助成金の交付決定の取消し)

- 第17条 理事長は、次の各号に該当する場合は、第8条第1項の規定による助成金の交付決定（第12条第2項の規定による変更の交付決定を含む。以下同じ。）全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 助成金の交付の要望、申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合
  - (2) 助成対象者が助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合
  - (3) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
  - (4) 助成対象者が、第21条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
  - (5) 助成対象者が、他の活動について助成金又は補助金助成金の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき
  - (6) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合
- 2 前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第8条第1項の

- 規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 3 前2項の規定は、助成対象活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 4 前3項の規定による処分をした場合については、第15条第3項の規定を準用する。

(助成金の返還)

- 第18条 理事長は、交付決定の取消しをした場合及び第10条第2項の規定による助成金交付申請取下げ書の提出があった場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 第16条の規定による交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に額の確定額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 助成対象者は、第17条第1項及び第2項の規定による助成金の交付決定の取消しを受け、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。
- 2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しないときは、助成対象者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。
  - 3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(経理等)

- 第20条 助成対象者は、当該助成対象活動に係わる収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備えなければならない。
- 2 助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(調査等)

- 第21条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は振興会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。
- 2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
  - 3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(その他)

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

- 第1条 この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

(経過規定)

- 第2条 この要綱の適用の際、廃止前の芸術文化振興基金助成金交付要綱(平成2年日本芸術文化振興会規程第292号)の規定に基づく様式により使用されている書類については、当分の間、この要綱の相当規定に基づく様式によるものとみなす。

附 則

(適用期日)

- 第1条 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成24年9月14日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

- 1 この要綱は、平成24年9月14日から適用する。
- 2 改正後の第3条の2の規定は、助成金交付内定取消し通知書若しくは助成金交付決定取消し通知書若しくは文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱におけるこれらに相当する通知書により通知した日又は文化庁が応募制限を行った日が平成23年4月1日よりも前である者については、適用しない。

附 則(平成28年3月23日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、令和元年9月27日から施行する。

附 則(令和3年7月11日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、令和3年7月11日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則(令和5年12月22日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

附 則(令和7年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 芸術文化振興基金助成金交付要綱取扱細則

平成15年10月 1日

改正 平成28年 3月23日

改正 令和 3年 7月11日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

## (通則)

第1条 芸術文化振興基金助成金(以下「助成金」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び芸術文化振興基金助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとする。

## (助成金交付要望書を提出することができない者の範囲)

第1条の2 交付要綱第3条の2に規定する「これと実質的に同一と認められる者」は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 交付要綱第3条の2の規定により要望書を提出することができないこととなった期間において、要望書を提出することができない者である法人等の業務執行役員(一般社団法人及び一般財団法人以外の団体にあつては、これに該当する役員をいう。以下同じ。)であつた者が新たに業務執行役員として就任した法人等。この場合において、業務執行役員とは処分の原因となつた年度以降に就任していた者とする。
- (2) 要望書を提出することができない法人等の役員であつた者が役員として3分の2以上を占める法人等。この場合において、役員とは処分の原因となつた年度以降に就任していた者とする。

## (助成金交付申請書の提出期限)

第2条 交付要綱第7条第1項に規定する独立行政法人日本芸術文化振興会理事長(以下「理事長」という。)が定める助成金交付申請書の提出期日は、交付要綱第4条に規定する助成金交付内定通知を行った日から3か月以内とする。

## (交付決定の条件)

第3条 交付要綱第9条の規定に基づき、助成金の交付決定において附す交付の条件を次のとおり定める。

- (1) 助成対象活動の実施に関する一切の責任を助成対象者が負うこと。
  - (2) 助成金を助成対象活動以外の用途に使用してはならないこと。
  - (3) 助成対象活動が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となつた場合には、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
  - (4) 助成対象活動に係る収入及び支出(予算及び決算)を明らかにするとともに、助成金の収入・支出に関する帳簿及び関係書類を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保存すること。
  - (5) 助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産及び助成対象活動により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、理事長の承認を受けないで助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
  - (6) 前号に掲げる財産につき、理事長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があつた場合には、助成金の全部又は一部に相当する金額を独立行政法人日本芸術文化振興会に納付すること。
  - (7) 助成対象活動により取得し、又は効用の増加した財産については、活動終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
  - (8) 助成金の預金利子及び不用材等の売払代等、助成対象活動の遂行により生ずる収入金は、助成対象活動の経費に充当すること。
- 2 理事長は、交付要綱第8条第1項の規定に基づく助成金の交付決定に際し、前項の条件を附して通知するものとする。
- 3 理事長は、第1項の交付の条件に加え、当該事業年度の4月1日を限度として、交付決定日より前に発生した経費を助成対象経費とすることを附して通知することができる。

## (計画の軽微な変更)

第4条 交付要綱第12条第1項に規定する理事長の承認を必要としない助成対象活動の内容の軽微な変更の範囲は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交付要綱第7条第1項に規定する助成金交付申請時における助成対象経費総額の20%を超えない額の変更(20%を超える金額の変更であっても、その金額が10万円に満たない場合の変更を含む。)をする場合
- (2) 助成対象活動の目的及び助成金の交付条件に反しない場合であつて、計画を変更することが、より効果的かつ効率的な助成目的達成に資する場合
- (3) 天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の影響による計画の変更に伴い、助成金交付申請時における助成対象経費総額を変更する場合

## (実績報告書の提出期限)

第5条 交付要綱第15条第1項に規定する理事長が定める助成対象活動実績報告書の提出期日は、助成対象活動の完了の日(助成対象活動の廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日とする。

附 則

この取扱細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月11日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）

この細則は、令和3年7月11日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

## 独立行政法人日本芸術文化振興会法（抄）（平成14年12月13日法律第163号）

最終改正：平成26年6月13日法律第67号

## （振興会の目的）

第3条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第14条第1項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。

## （業務の範囲）

第14条 振興会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

## （芸術文化振興基金）

第16条 振興会は、第14条第1項第1号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、附則第2条第10項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第11項の規定により政府以外の者から出えんがあったものとされた金額並びに第5条第2項後段の規定により政府が示した金額及び基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 通則法第47条及び第67条（第7号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第47条第3号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

## （補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第17条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定（罰則を含む。）は、第14条第1項第1号の規定により振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第2条第7項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の理事長」と、同法第2条第1項（第2号を除く。）及び第4項、第7条第2項、第19条第1項及び第2項、第24条並びに第33条中「国」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会」と、同法第14条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本芸術文化振興会の事業年度」と読み替えるものとする。

## 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

最終改正：令和7年6月1日（令和四年法律第68号）

## 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
  - 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
  - 三 利子補給金
  - 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの
- 2 この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
  - 二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 5 この法律において「間接補助事業等」とは、前項第一号の給付金の交付又は同項第二号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。
- 7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

- 第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
- 2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第四条 補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

## 第二章 補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第五条 補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

- 第六条 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。
- 2 各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。
- 4 前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第七条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
  - 二 補助事業等を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
  - 三 補助事業等の内容の変更(各省各庁の長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
  - 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、各省各庁の長の承認を受けるべきこと。
  - 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに各省各庁の長に報告してその指示を受けるべきこと。
- 2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。
- 4 補助金等の交付の決定に附する条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉をするようなものであつてはならない。

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第九条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服があるときは、各省各庁の長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取引げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

- 第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。
- 3 各省各庁の長は、第一項の規定による補助金等の交付の決定の取消により特別に必要となつた事務又は事業に対しては、政令で定めるところにより、補助金等を交付するものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

### 第三章 補助事業等の遂行等

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

- 第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。
- 2 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第二条第四項第一号の給付金にあつては、その交付の目的となつていゝる融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第二号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第十二条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第十三条 各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

- 2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

#### 第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
- 3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

- 2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

#### 第五章 雑則

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基く港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。
- 3 前項の措置に不服のある者は、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(事務の実施)

第二十六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を各省各庁の機関に委任することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。
- 3 前項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

- 2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二十七条 他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に基き交付する補助金等に関しては、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十条 第十一条の規定に違反して補助金等の他の用途への使用又は間接補助金等の他の用途への使用をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第二項の規定による命令に違反した者

二 法令に違反して補助事業等の成果の報告をしなかつた者

三 第二十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、当該法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、昭和二十九年度分以前の予算により支出された補助金等及びこれに係る間接補助金等に関しては、適用しない。

2 この法律の施行前に補助金等が交付され、又は補助金等の交付の意思が表示されている事務又は事業に関しては、政令でこの法律の特例を設けることができる

## 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）（昭和30年9月26日政令第255号）

最終改正：令和7年4月1日政令第158号

（補助金等の交付の申請の手続）

第三条 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
  - 二 補助事業等の目的及び内容
  - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
  - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
  - 五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長を除く。第九条第二項及び第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
- 一 申請者の営む主な事業
  - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
  - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
  - 四 補助事業等の効果
  - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
  - 六 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める事項
- 3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第四条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

- 2 補助金等が基金造成費補助金等（補助事業者等が基金事業等（複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。）の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。）に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。
  - 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。
  - 三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第五条 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第六条 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
  - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第七条 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長又は補助実施法人の代表者の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第八条 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、

この限りでない。

(補助金等の返還の期限の延長等)

第九条 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長又は補助実施法人の代表者に提出しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 4 補助実施法人の代表者は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、当該補助実施法人の代表者に対応する別表の所管大臣の欄に掲げる大臣の承認を受けなければならない。
- 5 別表の所管大臣の欄に掲げる大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

第十条 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす。

- 2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第十一条 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第十二条 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第十三条 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第十四条 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国又は補助実施法人に納付した場合
  - 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める期間を経過した場合
- 2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長又は補助実施法人の代表者(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長又は補助実施法人の代表者は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

《改訂履歴》

2026年4月22日

P5 【旧】 (1) 提出期限 令和8年5月17日(金)

P5 【新】 (1) 提出期限 令和8年5月15日(金)